

2020年8月13日

各 位

会 社 名 株式会社 P R T I M E S
代 表 者 名 代表取締役社長 山口 拓己
(コード：3922 東証一部)
問 合 せ 先 取締役 経営管理本部長 三島 映拓
(TEL. 03 - 6455 - 5464)

当社株式の市場第二部への指定替えに係る猶予期間（株主数）解除に関するお知らせ

当社株式につきまして、2020年6月10日付にて株式会社東京証券取引所より市場第二部への指定替え猶予期間（株主数）入りした旨の発表がなされておりましたが、本日付で解除となったことが発表されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 指定替えに係る猶予期間解除の理由

当社単元株式保有株主数が、事業年度末である2020年2月末日時点において、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第311条第1項第1号に定める株主数（事業年度末において2,000人）を満たさなかったことから、有価証券上場規程施行規則第311条第1項第1号aの規程に基づき、「審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日までの期間内において株主数が2,000人以上とならないときは市場第二部銘柄への指定替えとなる」猶予期間入りとなっておりました。

先般実施しました株式分割の基準日である2020年8月4日時点の当該株主数が2,000人以上となり、同施行規則第311条第1項第1号f(a)に基づき、本日付で猶予期間解除となりました。

2. 指定替え猶予期間解除日

2020年8月13日

3. 今後の対応について

今後とも、株主数増加に向けた施策の検討に努めてまいりますので、何卒ご理解、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上